

全国

ぜんこく
しぎかいじゅんぼう

平成18年
(2006年) 7月15日
毎月3回5の日に発行

第1622号
定価 1部20円

発行 全国市議会議長会
〒102-0093
東京都千代田区平河町2-4-2
TEL 03(3262)5237
発行人 大竹 邦実
http://www.si-gichokai.gr.jp

市議会旬報

地方交付税について

現行法定率の堅持など明示

「骨太方針2006」閣議決定

政府は7月7日、経済財政諮問会議（議長＝小泉純一郎）がまとめた「経済財政運営と構造改革に関する基本方針（骨太方針）2006」を閣議決定した。財政健全化など3つの課題を最重要項目に掲げ、5年後の平成23年度に、基礎的財政収支を黒字化するため、16・5兆円の歳出削減が必要とし、今後も歳出改革の徹底を図るとしている。地方財政関係では、地方交付税の現行法定率の堅持や地方分権に向けた一括法制定の方向などが示された。今後、この方針をもとに、19年度の予算編成に向けた作業が本格化する。

今回の骨太方針では、豊かで安心な日本を後世代に引き継ぐため、平成19年度以降を「新たな挑戦の10年」と位置付け、更なる改革が必要と強調。政府が取り組むべき構造改革の3つの「挑戦」として、①成長力・競争力強化②財政健全化③安全・安心で柔軟かつ多様な社会の実現 を掲げている。

なかでも「財政健全化」については、小泉内閣が取り組んだ13年度から18年度を第1期とし、19年度以降の概ね10年間を第2期、第3期として区分している。第2期では、財政健全化の第一歩である基礎的財政収支の黒字化を確実に実現することが目標となる。前提となる

経済見通しを名目経済成長率3%程度とし、必要な改革が講じられる。この前提のもとで第2期中の23年度に、国と地方の基礎的財政収支を黒字化するために必要となる額を16兆5000億円と試算。うち歳出改革によって11兆4000億円以上を削減するとし、削減額と財源不足額との差額について主に税制改革によって対応するとしている。続く第3期では、わが国の財政が基礎的財政収支の黒字化を達成しても、利払い費を含めた財政収支の赤字が依然として大幅なため、金利変動に対し脆弱な状況が続くと指摘。今後の増加が見込まれる社会保障費について、効率化と持続可能性の確保を図りつ

調している。

地方財政関係では、これまでの歳出削減努力などを踏まえ、地方交付税について、現行法定率を堅持 地方の財政収支の状況を踏まえ適切に処理する ことなど明記。また、地方分権に向けた「関係法令の一括した見直し」などについても明記された。このほか各分野における歳出改革の具体的な内容が示された。（「基本方針2006」は本会ホームページに掲載）

地方六団体が声明

7月7日に閣議決定された「骨太方針」に対し地方六団体は同日、会長連名による声明を発表した（左参照）。

声明では、地方分権改革に向けた「一括法」制定の方向が示されたことを受け、地方六団体が内閣等に提出した「地方分権の推進に関する意見書」の提言内容が同法に盛り込まれ、早期に実現することなどを求めている。

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」について(声明)

本日、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（基本方針2006）が閣議決定された。

第一に、地方分権改革について、「地方分権に向けて、関係法令の一括した見直し」と記述され、「一括法」制定の方向が明確になった。また、国と地方の役割分担の見直し、国の関与・国庫補助負担金の廃止・縮小、交付税の見直し、税源移譲を含めた税源配分の見直しなどについて、具体的内容や改革時期等は明らかにされなかったものの、一体的に改革をするという方針が示された。これらの改革に加え、地方六団体が12年ぶりに内閣と国会に提出した「地方分権の推進に関する意見書」の提言内容が「一括法」に盛り込まれ、早期に実現されるよう強く求めるものである。

第二に、地方交付税について、「現行法定率を堅持し、地方の財政収支の状況等を踏まえて適切に対処する」とされたことは、地方財政の円滑な運営に資するものと考えている。具体的な総額については、今後の検討に委ねられることとなったが、住民生活に必要なサービスを行うための財源が安定的に確保されるよう強く求めるものである。

第三に、歳出の各分野について、削減方針等が示されたが、我々地方自治体は、今後も引き続き行財政改革に取り組み、一層効率的な行財政運営に努め、住民サービスの向上を図るとともに財政再建に取り組む決意である。

地方分権改革に終わりはない。「基本方針2006」では、「新たな挑戦の10年」に向けた更なる改革への取り組みとして、①成長力・競争力強化、②財政健全化、③安全・安心で柔軟かつ多様な社会の実現という三つの優先課題を設けているが、地方分権改革が全ての課題の基礎となるものであることを十分認識すべきである。

地方六団体は、今後とも一致結束し、真の地方自治の確立に向け不退転の決意をもって、意見書の提言の実現など地方分権改革に取り組んでいく覚悟である。

平成18年7月7日

地方六団体

市町村の消防の広域化推進について

消防組織法改正で—総務省消防庁

消防体制の充実強化による住民サービスの向上を図るため、市町村の消防の広域化を推進する消防組織法が、第164回通常国会で改正された。

の強化が期待できます。

市町村の消防の広域化とは、消防体制の充実強化による住民サービスの向上を図るため、一部事務組合等の制度を活用し、常備消防の規模を拡大することです。

これによる具体的なメリツトとしては、①災害に対応する消防部隊の増加②車両・資機材の計画的な整備③消防署所の配置や管轄区域の適正化による現場到着時間の短縮等が挙げられます。

また、実際の消防活動の第一線の業務を行う消防署所の設置については、消防庁長官が定める消防力の整備指針により市街地の人口規模等に応じてその基準が定められているため、広域化が行われたとしても、市街地が変化しない限り、基本的には署所の数は減少しません。むしろ、本部機能の高度化等による消防力

の多様化等、近年消防を取り巻く環境は急速に変化しており、消防はこの変化に的確に対応する必要があります。

しかしながら、小規模な本部においては、一般的に、出動体制、保有する車両等の住民サービスの限界や組織管理上の限界が指摘されることがあるなど、消防の体制としては必ずしも十分でない場合があります。

これを職員数の規模で考え

ると、消防本部の職員数は概ね管轄人口の1000分の1であることから、管轄人口10万未満の本部の職員数は、100名未満となることが多いと考えられます。さらに、消防職員はその大半が交替制勤務を行っており、休日や夜間にはその3分の1、4分の1程度の人員しか常駐しないため、本部の体制として種々の点で脆弱であることが否めません。

また、日本の総人口は、平成17年に戦後初めて減少に転じており、今後も将来人口は減少すると予想されています。これにより一般的に各本部の管轄人口も減少すると考えられ、さらに、常備消防とともに地域の消防を担っている消防団員の担い手不足の問題も懸念されます。

このような現状にかんがみると、市町村の消防の体制の整備・確立のためには、常備消防の広域化をより積極的に推進することが不可避です。

(3面につづく)

改正消防組織法による消防広域化の推進スキーム

施行期日：平成18年6月14日

市町村の消防の広域化の理念及び定義 (第31条)

- ・ 理念 市町村の消防の広域化は、消防の体制の整備及び確立を図ることを旨として、行わなければならない。
- ・ 定義 2以上の市町村が消防事務(消防団の事務を除く。)を共同して処理することとする又は市町村が他の市町村に消防事務を委託すること。

消防庁長官の定める基本指針 (第32条)

- ・ 消防本部の広域化の推進に関する基本的な事項
- ・ 広域化後の消防本部の円滑な運営の確保に関する基本的な事項

都道府県の定める推進計画 (第33条)

- 都道府県は、広域化を推進する必要があると認める場合には、その市町村を対象として、推進計画を策定
- ・ 広域化対象市町村の組合せ
- ・ 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項・防災に係る関係機関相互間の連携の確保

○ 推進計画の策定又は変更の際には、関係市町村の意見を聴かなければならない。

広域化対象市町村の定める「広域消防運営計画」(第34条)

- 広域化対象市町村は、その協議により、広域化後の消防本部の円滑な運営を確保するための計画を作成
- ・ 消防本部の位置及び名称
- ・ 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保

国の援助及び地方債の配慮 (第35条)

- 広域化対象市町村が推進計画の組合せに基づき広域化した場合は、地方債について特別の配慮を行う。

議 会 人 事

議長	伊豆の国	水口哲雄 (5.9)
萩	青木賢次 (5.9)	
一宮	渡部 昭 (5.17)	
気仙沼	小山和廣 (5.19)	
大崎	遠藤 悟 (5.19)	
泉佐野	中村哲夫 (5.24)	
豊中	溝口正美 (5.25)	
南島原	日向義忠 (5.25)	
墨田	田中邦友 (5.26)	
豊島	里中郁男 (5.26)	
北	後藤憲司 (5.26)	
堺	服部 昇 (5.26)	
鹿兒島	赤崎正剛 (5.26)	
鴻巣	若月 勝 (5.29)	
生駒	酒井 隆 (5.29)	
松浦	寺澤優國 (5.29)	
品川	塚本利光 (5.30)	
静岡	石川久雄 (5.30)	
足立	しのはら守宏 (5.31)	
栗東	宇野 哲 (5.31)	
松山	宇野 浩 (5.31)	
瑞穂	藤橋礼治 (6.1)	
夕張	岡崎光雄 (6.2)	
佐野	山越密雄 (6.2)	
川越	加藤 昇 (6.2)	
東松山	坂本俊夫 (6.2)	
越谷	永井龍男 (6.2)	
銚子	菅 隆雄 (6.2)	
京丹後	今度 弘 (6.2)	
副議長		
伊豆の国	板垣紀夫 (5.9)	
萩	横山秀二 (5.9)	
綾瀬	石井麒八郎 (5.16)	

広域化によるメリット

(1) 住民サービスの向上
広域化による最大のメリットは、住民サービスの向上です。

まず、災害対応の観点からは、広域化により1本部が保有する部隊が増えるため、多数の部隊の統一的な運用による効果的な対応が可能となります。
また、総務部門や通信指令

業務の効率化により生じた人員を、住民サービスを直接担当する部門に配置することにより、当該部門を増強することができます。さらに、近年高度化している予防・救急業務の担当職員の専門化が進展することも考えられます。

例えば、平成12年に広域化を行った佐賀広域消防局において、本部事務の集約により、広域化前の職員数から増員することなく新たに消防分署を設置した例があります。さらに、消防本部の管轄区域が拡大するため、消防署所の配置及び管轄区域の適正化が容易となり、それによって現場到着時間の短縮等の効果が期待できます。

例えば、平成9年に広域化を行った新潟県西部広域消防事務組合消防本部(当時)において、管轄区域の適正化により、救急隊の平均到着時間が場所によっては5分程度短縮した例があります。

縮した例があります。(2) 消防に関する行財政運営の効率化と基盤の強化
本部機能の一元化による業務の効率化や消防施設設備の計画的な整備の推進、重複投資の回避等により、少ない経費で高い水準の消防サービスの提供が可能になります。

具体的には、(1)で述べたとおり総務部門等の一元化による効率化が期待されるほか、高機能な指令設備の効果的な運用が可能となります。また、広域化により財政規模が拡大するため、規模の小さい消防本部では整備が困難な高度な車両等の計画的な整備が可能となります。

以上のような広域化の必要性・メリットを十分ご理解の上、各地域において積極的な議論が行われることを期待しております。
(文は総務省消防庁消防・救急課提供)

財政支援の拡充強化を

広域協議会が役員会

広域行政圏市議会協議会(会長||清水清秋・新庄市議会議長)は7月4日、東京・ルポール麹町で正副会長・監事・相談役会議を開催し、広

域行政圏の拡充強化に関する要望について協議した。

広域行政圏は、道路等の広域ネットワークの形成をはじめ、地域医療や、ごみ・し尿処理などの広域的サービスシステムの整備を担ってきたが、平成の大合併や三位一体改革による行財政基盤の確立などにより、広域行政単位が大きく変化している。



あいさつする清水広域協会展長

要望は、広域行政圏が今後の分権型社会の構築及び行政運営の効率化を図る上でより大きな役割を担うものとし、平成の大合併を踏まえた広域行政圏の具体的な指針の明示、地域活性化事業や地域再

生関連対策の拡充強化 合併による市域の広域化に伴う行政施策に対する財政支援措置の拡充強化 などを求めている。

当日は、総務省自治行政局の望月達史・市町村課長が「市町村合併と広域行政圏をめぐる動向」について説明した。

全国ネットの早期実現を

高速協が要望書まとめる

全国高速自動車道市議会協議会(会長||真田護・倉敷市議会議長)は7月6日、倉敷市で正副会長・監事・相談役会議を開き要望書をまとめた。

現在、「高速自動車国道」と「一般国道の自動車専用道路」を合算した「高規格幹線道路」の供用延長は、総延長1万4000kmのうち約88

00kmにとどまっております。未だ道半ばの状況にある。

このなか、昨年10月1日の道路関係四公団民営化を経て、残された高速自動車国道の建設区間は、新会社による「有料道路方式」と「国・地方の負担による「新直轄方式」を進められることとなった。そこで要望では、民営化後も建設のスピードを緩めず高速自動車国道など高規格幹線



あいさつする真田高速協会展長

道路を整備し、全国ネットワークの早期実現を図ることなどを求めている。
当日は、国土交通省道路局の木村昌司・有料道路課長が「高速道路整備をめぐる最近の諸情勢」を説明した。

一宮	伊藤勝朗(5.17)
気仙沼	加藤宣夫(5.19)
大崎	加藤善市(5.19)
小田原	相澤博(5.24)
泉佐野	岡田昌司(5.24)
江東	平井康義(5.25)
南島原	川田典秀(5.25)
墨田	槐勲(5.26)
豊島	福原保子(5.26)
北	池田博一(5.26)
堺	馬場伸幸(5.26)
豊中	佐野満男(5.26)
鹿兒島	秋広正健(5.26)
鴻巣	木村昭夫(5.29)
生駒	池田厚子(5.29)
静岡	安竹信男(5.30)
京都	鈴木マサホ(5.30)
足立	芦川武雄(5.31)
栗東	川崎等(5.31)
松山	豊田実知義(5.31)
瑞穂	小川勝範(6.1)
夕張	板谷信男(6.2)
佐野	笠原敏夫(6.2)
川越	岩崎哲也(6.2)
東松山	福田武彦(6.2)
越谷	野口佳司(6.2)
銚子	神林敏夫(6.2)
多治見	水野由之(6.2)
京丹後	池部皓三(6.2)
事務局長	
南島原	本多勝義(3.31)
魚津	宮野敏幸(4.1)
茅野	中村文人(4.1)
伊豆の国	二藤武司(4.1)
気仙沼	吉田武清(5.24)
大崎	本田作夫(5.29)

立協社文委員長、轟病院協会長

自治体病院議連で要望

自治体病院議員連盟(会長 片山虎之助・参議院議員)は7月7日、東京・赤坂プリンスホテルで地方六団体や自



立協社文委員長(中央)。左端は轟病院協会長

治体病院関係団体と合同会議を開催し、近年深刻化する地域の医師確保問題について、厚生労働省、総務省など関係各省と意見交換を行った。

本会からは社会文教委員会委員長の立協通也・松江市議会議員と全国自治体病院経営都市議会協議会会長の轟正満・長野市議会議員が出席した。立協委員長は、島根県の医師不足の現状を説明したうえで「法改正を含め抜本的な対策がなければ地方の医療提供体制は維持できない」と地方の

立場から医師確保対策を早急に実施するよう要望した。

このほか会議では、厚生労働省、総務省、文部科学省が医師確保対策の現状と今後の対応について説明した。また、地方六団体と自治体病院関係団体の連名で「医師確保に関する要望書」を関係各省の大臣宛てに提出した。

要望書には、医学部入学定員の推薦枠(地域枠)の引き上げ、自治医科大学の入学・収容定員の10%増員、国による地域や診療科ごとの医師需給を評価・検討する仕組みの構築、医師不足の小児科・産科・麻酔科等の診療報酬設定の検討などが盛り込まれた。

全国市町村国際文化研修所

第2回市町村議会議員特別研修「公共政策コース」のご案内

「社会保障・社会保険・社会福祉」をテーマに8月21日から開催

全国市町村国際文化研修所では、全国市議会議長会並びに全国町村議会議長会と共催で、市町村議会議員の方々を対象に、地方自治体を取り巻く諸課題をテーマとした市町村議会議員特別研修『公共政策コース』を実施します。

今回の研修では、公共政策の中でも特に住民の関心が高く、議会でも大きな議論を呼んでいる社会保障・社会保険・社会福祉等の分野の最新の議論についてさらに理解を深めていただき、その対応等について住民の代表である市町村議会議員の皆様にご考えていただく内容といたしております。皆様のご参加をお待ちいたしております。

開催日：平成18年8月21日(月)~25日(金) 5日間
テーマ：「社会保障・社会保険・社会福祉」等
場所：全国市町村国際文化研修所(滋賀県大津市)
対象：市区町村議員(定員30名)
参加費：17,800円(研修、宿泊、食事含む)
申込み：平成18年7月21日(金)まで
ホームページ(<http://www.jiam.jp>)の「Web申し込み」から直接お申し込みください。(研修コード：06079)
問合せ：全国市町村国際文化研究所 教務部
TEL 077(578)5932

グレーゾーン金利

消費者は金利を払い過ぎている

消費者金融や信販、カード会社など、貸金業が行う個人

に向けた無相保ローン金利の上限は、法律で規制されている。

ところがこの上限金利規制には、「利息制限法」と「出資法」という2つの法律的解釈が適用されている。貸金業という法的に認定されている

時の話題



業種上から解釈すれば、利息制限法(金利1年/15~20%)が適用されるべきなのだが、ほとんどの業者は、出資法(金利1年/29.2%)に則して金利を定めている。この出資法と利息制限法の金利の差が「グレーゾーン金利」である。

この判断を根拠として、利用者が過払い分の利息の返還を求める訴訟が相次いで起こされている。2006年中に大手3社が求められる可能性のある返還額は、総額600億円にも達するという。

7月25日 産業経済委員会
正副委員長会議(午前11時半、全国都市会館)・委員会(午後1時半、同)
7月26日 地方行政委員会
正副委員長会議(午後1時、全国都市会館)・委員会(午後2時、同)
7月26日 社会文教委員会
正副委員長会議(午前11時半、全国都市会館)・委

行事予定

員会(午後1時半、同)
7月28日 産炭地域振興協議会(実行運動)(正午、全国都市会館)
8月2日 国会対策委員会(午後1時半、全国都市会館)
8月3日 全国市議会議長会(研究フォーラム)(午後1時、日比谷公会堂)
8月10日 全国市議会議長会(正副会長会議)(午後4時、岐阜市)